

京田辺市建設工事競争入札参加資格承継事務取扱要領

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、京田辺市契約規則（平成16年京田辺市規則第8号）第7条の規定に基づき、京田辺市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る入札参加資格者名簿に登録された者の競争入札参加資格の承継に係る手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）の規定に基づく合併をいう。
- (2) 会社分割 会社法に規定に基づく会社分割をいう。
- (3) 事業譲渡 会社法の規定に基づく事業譲渡をいう。
- (4) 法人成り 個人事業主が当該事業を法人に承継することをいう。
- (5) 相続 個人事業主が、死亡又は高齢等の理由により相続人に当該事業を承継することをいう。
- (6) 承継者 入札参加資格の承継を受けようとする者で、合併における吸収合併存続会社又は新設合併設立会社、会社分割における吸収分割承継会社又は新設分割設立会社、事業譲渡における譲受会社、法人成りにおける法人、相続における相続人をいう。
- (7) 被承継者 承継人に対し入札参加資格を承継させる者で、合併における吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社、会社分割における吸収分割会社又は新設分割会社、事業譲渡における譲渡会社、法人成り及び相続等における個人事業主をいう。

(承継の範囲)

第3条 この要領に基づき、承継を申請できる入札参加資格の範囲は、被承継者が有していた入札参加資格の登録業種の範囲内とする。

(承継審査)

第4条 入札参加資格の承継を希望する者は、入札参加資格承継審査申請（以下「承継審査申請」という。）を行い、市長の審査を受けなければならない。

(承継審査申請に必要な基本要件)

第5条 承継審査申請を行うことができる承継者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 承継申請を行う登録業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 承継申請を行う登録業種について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、総合評定値を得ていること。
- (4) 前号にかかる経営事項審査の完成工事高において、直前2年平均又は3年平均の欄に実績があること。
- (5) 法人税（個人事業主の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 京田辺市が課するすべての税の滞納がないこと。
- (7) 京田辺市暴力団排除条例（平成26年京田辺市条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号に掲げる者でないこと。
- (8) 条例第2条第1項第4号アに掲げる暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

2 前項各号に定めるもののほか、承継事由ごとに必要な要件は別に定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。